

鹿児島県医療費適正化計画の概要

[計画期間] 令和6年度～令和11年度(6年間)

計画策定の趣旨

現行の医療費適正化計画の期間終了に伴い、人口減少に対応した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築していくとともに、限りある地域の社会資源を効果的かつ効率的に活用し、医療費適正化を図っていく必要があることなど国の方針等を踏まえつつ、本県の医療費の動向や特性等について分析を行った上で新たな計画を策定

計画の位置づけ

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条の規定に基づく計画として、本県の医療費適正化対策の計画的・総合的な推進の基本となるもの
- 保健医療計画、健康かごしま21、すこやか長寿プラン2024、国民健康保険運営方針等の施策と調整・連携しながら取り組み、結果として将来的な医療費の伸びの適正化を図る

計画の構成

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- 1 本県の高齢化の見通し
- 2 医療費の動向
- 3 生活習慣病等を巡る状況
- 4 医療の提供体制を巡る状況
- 5 後発医薬品の状況
- 6 本県の医療費を取り巻く課題

【参考】第3期計画に記載した県民医療費の見通し及び取組目標の進捗状況等

第3章 医療費適正化に向けた目標と取組

- 1 県民の健康の保持の推進
(～健康寿命の延伸に向けて～)
- 2 医療の効率的な提供の推進

【参考】

- ・第4期計画に基づく適正化の取組を行った場合の県民医療費の見通し
- ・市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の1人当たりの保険料の試算

第4章 計画の推進

- 1 PDCAサイクルによる計画の推進
- 2 計画の周知
- 3 計画の推進体制

目標

1 県民の健康の保持の推進に関する目標

(～健康寿命の延伸に向けて～)

- ① 特定健康診査の実施率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
- ④ 成人喫煙率
- ⑤ 予防接種率
- ⑥ 生活習慣病の重症化予防
 - ・75歳未満の脳血管疾患の年齢調整死亡率
 - ・75歳未満の心疾患の年齢調整死亡率
 - ・糖尿病腎症の年間新規透析導入患者数
- ⑦ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
 - ・長寿健診の受診率
 - ・リハビリ専門職等を活用している市町村数
- ⑧ その他予防・健康づくりの推進(がん検診の受診率)

2 医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進
- ② 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進
- ③ 医薬品の適正使用の推進
- ④ 医療資源の効果的・効率的な活用
- ⑤ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進
 - ・退院調整率

取組

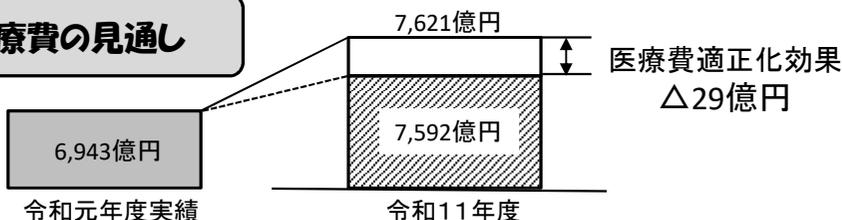
1 県民の健康の保持の推進(～健康寿命の延伸に向けて～)

- (1)健康意識の向上
 - ・健康意識の向上に向けた普及啓発
 - ・健康づくりを支援する環境整備
- (2)生活習慣病等の予防
 - ・生活習慣病・メタボリックシンドローム対策
 - ・特定健康診査・特定保健指導の推進支援
 - ・がん検診の推進支援
 - ・たばこ対策
 - ・感染症の予防対策の推進
 - ・メンタルヘルス対策
 - ・医療関係者との連携・協働
- (3)高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
 - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - ・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)の発症・重症化予防
 - ・低栄養状態等の予防
 - ・認知症高齢者等の支援
- (4)健康保持推進体制の強化
 - ・保険者機能の強化
 - ・保険者協議会への支援
 - ・地域・職域・学域保健の連携

2 医療の効率的な提供の推進

- (1)病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進
 - ・病床機能の分化及び連携の推進
 - ・地域包括ケアシステムの深化・推進
- (2)後発医薬品の使用促進
 - ・安心使用のための環境整備
 - ・医療関係者への普及啓発
 - ・後発医薬品及びバイオ後続品の普及啓発
- (3)受診の適正化及び医薬品の適正使用の推進
 - ・受診の適正化の推進
 - ・医薬品の適正使用の推進
 - ・医療資源の効果的・効率的な活用の推進

県民医療費の見通し



市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の1人当たりの保険料の試算(令和11年度)

市町村国民健康保険	令和5年度 保険料額(基礎分)	適正化前 (令和11年度)	適正化後 (令和11年度)
	(月額)	6,442円	7,110円
後期高齢者医療	令和4年度、5年度 平均保険料額	適正化前 (令和11年度)	適正化後 (令和11年度)
	(月額)	5,350円	7,409円